

平成29年4月25日

保護者 各位

瀬戸市立效範小学校長 河路 久

## 暴風等の警報発令（台風）時の登校について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しのことにつきましては、下記のようにいたします。

なお、本文書及び別紙「下校方法についてのごお願い」「東海地震判定会招集時の措置について」は、ご家庭でわかりやすい場所に保管し、必要に応じて参照していただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 登校時に瀬戸市に「暴風警報」が発令されている場合は、登校しないこと。
- 2 午前6時までに警報が解除された場合は平常通り授業を行いますので、弁当を持たせて登校させてください。
- 3 午前6時を過ぎても解除されない場合、自宅待機となります。
- 4 午前11時までに解除された場合、自宅で各自昼食を済ませ、午後から登校します。午後1時45分の5時間目開始に間に合うように、各通学班で登校します。
- 5 午前11時までに解除されない場合、その日は休校とします。

※ 上記2・4の場合、道路や橋の破壊などで、登校が危険と判断される場合は通学班での登校を見合わせ、学校へ連絡してください。

※ 大雨警報でも、登校が危険と思われる場合は、学校へ連絡して登校を見合わせることにします。

※ 暴風・大雨等で通学に危険な箇所を見つけられた場合は、できるだけ速やかに学校（電話82-3050）へご連絡ください。